

賛同団体が秘密保護法について懸念すること

1. 安全に関わる情報提供が制約され NGO の主体的な安全管理が阻害される恐れ

海外での紛争地での活動を、人道の観点、人間の安全保障の観点から NGO が行う際に、NGO の活動への制約のみならず、私たち NGO のスタッフの安全を担保するための情報がますます大使館、JICA 他から得ることが難しくなると予想されます。

2. 支援活動が「テロ」との関わりを理由に阻害される恐れ

人道の観点から、パキスタンとアフガニスタンの国境近く（で活動しています）。いわゆるテロとの戦いの範疇では、タリバンの支配地域です。このような地域での活動のため今後私どもの通信や活動が、制約を受けたり、チェックを受ける可能性がたかく、危惧しております。

特に社会的マイノリティの人々が活動の対象に含まれる場合に違法とされたり、取り締まりの対象となるなど、活動の受益者が制限される恐れがあるのではないかと。たとえば、インドで活動している別の団体の例なのですが、ムスリムの人々は政府から奨学金を受けることができなため、その NGO がムスリムを対象とした奨学金プログラムを実施しているそうです。こうした活動が「安全脅威活動」もしくは「テロ活動」とみなされ、取り締まりの対象となる可能性があるかもしれません。

チャリティライブとして収益金を世界各地で抑圧された人々に寄り添う団体へ献げてきました。日本政府の意向に添わない団体との繋がりが問われかねない状況も考えられます。「表現する自由」が結果的に脅かされかねないとも限りません。

3. ODA など日本政府が関わる事業の情報が秘匿され NGO の提言活動が制限される恐れ

国際 NGO は、反政府という訳では決してありませんが、政府や国から、独立し、国境をこえた市民同士の国際連帯というコンセプトを活動の基盤に置いています。例えば、私達の対象地域で、日本政府の ODA や日本企業による事業が、地域住民の生活や健康、生命に多大な悪影響を及ぼしている場合、その情報を拡散し、国内外で問題提起をし、必要であれば事業をストップするように、政府や企業に申し立てをする、という活動も求められています。特定秘密保護法は、このような活動を阻止します。よって、NGO の独自性、自立性がなくなり、国の下請け的存在になりさがり、存在意義を失います。

開発・森林問題など、開発途上国における ODA 事業の人権問題に関する情報が、「外交」を理由に秘密にされうる恐れがある。

原発輸出…個別の原発建設事業の F/S などの情報。ベトナムの原発輸出先のニントゥアン第二原発の F/S は今でも公開されていません。秘密保護法は、非開示に法的根拠を与えかねません。

政策提言関連の動きが難しくなるのではないかと思います。たとえば、今後、(中略) 原発建設計画について、(中略) 関わっている人々から得た情報をもとに、日本で何らかの政策提言関連の動きをおこなうとします。特定秘密であれば公の議論が禁じられ、秘密の提供をおこなった国会議員に罰則規定が設けられています。取り上げる事柄が「秘密」とされてしまう

と、このような活動が制限されるかもしれません。また、特定秘密に指定された事柄をテーマにしたイベント、勉強会等も実施が難しくなることもあるかもしれません。

汚染水／原発事故収束／使用済み核燃料などにかかる情報がテロ対応のためなどと秘密にされる恐れがあります。

行政情報が秘密とされ、地域活性化についての国内事業の計画段階で県や市から情報を得ようとしても入り口が閉ざされ、自由な事業組み立てができない。事業運営にも支障をきたす。

対テロ対策を目的とした ODA のモニタリング及び評価が出来なくなる恐れがあります。具体的にはインドネシアへの巡視船艇供与（2006）、ジブチへの巡視船艇供与（2013）、アルジェリなどへの治安対策機能強化機材整備（空港での顔認証装置）（2013）、それから今後予定されるベトナム及びフィリピンへの巡視船艇などの供与。ご存じのように、巡視船艇はその構造上「軍用船舶」であり、武器輸出三原則にも抵触するものでしたが、安倍政権の下で（あるいは官房長官時に）、緩和措置がとられ ODA で供与できることになりました。このことの意味は大きく、これまでも例外扱いはありましたが（例えば地雷探査装置も武器扱い）、国会審議が必要とされていたのですが、緩和以降、閣議決定で供与ができるようになりました。すなわち、国民の監視が遠のいたということです。国会経由で国民監視ができないのであるならば、それを ODA で供与したことから ODA 事業として、その目的外使用や第三者への移転がないかモニタリングや評価の手続きで行政監視が必要なのですが（ODA 大綱の原則に抵触しないかどうか）、恐らくそれもできなくなるでしょう。今後はこうした情報は相手国への配慮に加えて、テロリズム防止に関連する情報として外務省は大手を振って秘匿扱いとするでしょう。モニタリングや評価ができなくなれば、その先でどのような人権侵害が起ころうとも、それを察知したり、未然に防ぐことが難しくなりますし、行政事業レビューができなくなれば、「結果重視」の ODA からますます遠のき、インプット重視、もっと言えば「ドナー重視」の ODA に傾いていくことは必至です。

ODA 案件の失敗及び住民への悪影響の原因は、日本側だけでなく相手国側の問題にも起因する複合的なものです。そのため、資料を請求しても、相手国側が情報の提供あるいは公開を拒否をした場合、それを告げられた段階でそれ以上は「外交上支障を来す」ということから追求できなくなります。例えば、援助受け取り国がどのような環境アセスメントを行ったかなど、拒否されればそれ以上は私たちは追求できないし、外務省も公開を拒む法的な根拠ができてしまうということです。これまでは、それがなかったために、ODA の効果向上や国民の信頼という理由付けで、外務省に公開を求めることができたのですが、そういう「市民の知る権利を使った、市民のための ODA への効果向上」というロジックが効かなくなるのではないかと思います。公開されている情報だけでは、問題の原因を相手国と日本との間でうまく切り分けられないため、結局は事業評価やレビューも形骸化してしまうでしょう。

4. 戦争や平和に関わる情報が秘匿され反戦活動や戦争検証活動が難しくなる恐れ

昨年暮れによく外務省は、「対イラク武力行使に関するわが国の対応」という検証を行いました。しかし、イラク戦争支持の是非は問わないとし、結果のポイントのみで、報告書そ

のものは公表しませんでした。イラク戦争の失敗から多くを学び、過ちを繰り返さないために、わが国に検証文化を創り出すべきでだと思いますが、秘密保護法が成立することによって、今後さらなる過ちを日本が侵すことを危惧します。

5. 情報取得行為、取得した情報を元にした活動が処罰の対象となる恐れ

特定秘密の対象分野には「外交」が含まれております。私達の支援対象国と日本が締結したある条約・計画などが特定秘密に指定されたとしましょう。日本国内では秘密ですが、支援対象国では秘密ではなく一般に知られた情報の場合、現地在住のプロジェクトマネージャーはその情報を知ることとなります。そして、帰国中の報告会の時に、その情報を話したり会報に書く、ということは考えられます。法案によると、守秘義務のある公務員から不当なやり方で秘密情報を得た場合のみに、罰則対象となりますが、その情報を国内で流布してもらいたくないと思う政府は、いろいろな言いがかり（「公務員から不当にえた情報」とでっちあげるなど）をつけて、プロジェクトマネージャーを逮捕し情報の流布を防ぐ、という事態も十分に想定できます。

機密保護法は軍事、外交、スパイ活動、テロ対策を目的として作られます。沖縄の情報を元に、毎月ビラを発行していますが、例えば「米軍機が墜ちて、これだけの負傷者が出た、米軍の実弾演習で山火事が起こった」というニュースを載せたらどうでしょうか？政府がやろうと思えば、この4つのすべてに抵触すると決めつけられないでしょうか？

広島での NGO として、平和実現や核廃絶は使命と考えています。日本政府と考え方やアプローチが違っていることも多く、この法律が制定されることで、自由に意見を言う、あるいは意見を聴くことが難しくなるのではないかと危惧します。

これまで、福島県内の保護者たちが甲状腺検査を巡って経験した悔しい思いを受けて、子どもの検査結果を知るための当然の権利として、また少しでも福島県にプレッシャーをかけるために、(中略) 個人情報開示請求の方法を学ぶ (中略) 学習会を開きます。しかし、当団体 (中略) 役員会ではこの学習会を広く一般に宣伝すべきか、または参加者を会員だけに絞らなければならないか、検討がしばらく続きました。子どもの生命を守るために必要に迫られて開く集まりが、政府に楯突く集まりと見られてしまうかもしれない…との恐れを感じています。さらに、個人の知る権利の行使も、国策に反する行為と見なされてしまうかもしれません。

他団体や学校などに招かれ活動紹介を行うに当たって、自由に写真を使ったり、ネット上からの情報を提供したりすることが禁じられ、監視、統制された内容となってしまう。

6. 事業従事者としてのプライバシーが侵害され、活動も阻害される恐れ

要請書では、適正評価についての言及があります。例えば、現在でも草の根や NGO 相談員のプロポーザルに業務従事者のプロフィールを書きますが、名前、生年月日、学歴・職歴等に限定されています。しかし、法案が施行された場合には、要請書に挙げられているような項目 (個人の既往歴や飲酒癖から思想・信条や家族・同居人に関わる情報) までプロポーザルにて提示しなければならなくなる可能性も考えられます。

どんな人々を巻き込んで活動しているか、一緒に活動しているコミュニティの人々の全名簿

を提出するよう求める。スタッフの属性や経験をチェックし、「だれだれはこの活動につくことまかりならん」的介入をする。ニューズレターやFB、ツイートなどでの発言がチェックされ、「この発言は反政府的・反民主的なので（中略）要注意」的ブラックリストに載せ、その後資金援助などをしなくなる。スタッフの過去の経歴だけでなく、発言まで調べあげられ、「反社会的活動（意識）」を持っている、として監視の対象になる。

7. ODA や NGO のアカウントビリティが低下する恐れ

国際 NGO の多くが JICA や外務省 N 連の助成金でおこなっているプロジェクトがあります。外務省はもちろんのこと、JICA も独立行政法人であり、そこから事業委託を受ける NPO、NGO も民間事業者として、この法律の適用対象となります。私達 NGO、NPO は、多くの一般支援者に支えられており、事業内容や現地の背景について、説明・高い透明度で情報を開示することが求められています。情報提供も活動の重要な一部です。NGO の事業に直接または間接的にかかわるある情報が「特定秘密」にされると、支援者の方々への情報開示における透明性が低くなります。これは、支援者に対する裏切り行為であります。JICA の事業も、税金からなるものなので、納税者である一般国民に、なるべく高い透明度でもって事業について情報開示する義務があり、特定秘密保護法はこの義務を大きく損ねるものです。昨今、国際 NGO は行政や一般支援者から、情報開示について透明性が求められています。この法律は、それに逆行するものです。

8. NGO が委縮し健全な市民社会の発展が阻害される恐れ

このような想定例をふまえると、自分たちの活動とは直接関係ない場合でも、重罰を課すこの法律が存在するだけで、国際 NGO に関わっているスタッフ、ボランティアは萎縮し、のびのびと事業ができなくなります。例えば現地在住のプロジェクトマネージャーは、「何が秘密か」が分からないために、現地で起きている事件、状況を語ることはためらいます。語ると罰則対象となる危険性があるからです。また、たずさわっていない人も、これから国際 NGO には近づかなくなり、報告会などにも人がこなくなったり、資金支援もしなくなります。「なにかあったらヤバイから、関わらない方がいい」という心理が働くのです。